

南島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

平成20年 7月 7日	20南管財第516号
平成25年10月 7日	25南管財第642号
平成28年 9月15日	28南管財第258号
平成30年 7月17日	30南管財第174号
最終改正 令和7年 8月20日	7南管財第225号

（目的）

第1条

この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価落札方式（特別簡易型）により建設工事に関する入札を実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条

この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- （1）入札者の技術力（配置予定技術者の能力、企業の施工能力）及び企業の信頼性社会性（地域精通度）と、入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が総合評価落札方式（特別簡易型）に基づき執行することが適当であると認める工事。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第3条

市長は、総合評価落札方式（特別簡易型）を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、同条第1項第3号に掲げる事項、その他の必要な事項に関して2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

（入札公告）

第4条

市長は、総合評価落札方式（特別簡易型）による入札を実施しようとするときは、一般競争入札によるものとする。

南島原市契約規則第3条の規定に基づき、次のア～オに掲げる事項を公告する。

- ア 総合評価落札方式（特別簡易型）によること。
- イ 価格以外の評価点の評価項目及び内容、配点、評価基準に関すること。
- ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法。
- エ 求められたすべての技術資料を提出することとし、一部でも欠いたものの行った入札は無効となること。
- オ その他総合評価に関する事項。

（評価項目に関する資料の提出）

第5条

- （1）入札に参加しようとする者は、評価項目に関する資料を入札公告に記載された期限までに提出しなければならない。
- （2）評価項目に関する資料の提出期限後は、既に提出された資料の訂正及び差し替え並びに再提出は認めないものとする。

（評価項目に関する資料の審査）

第6条

評価項目に関する資料の審査は、入札担当課で行う。

(配置予定技術者の取扱い)

第7条

- (1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を総合評価落札方式（特別簡易型）の入札において配置予定技術者として申請することができる。
- (2) 技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更は認めないものとする。

(入札実施における特例)

第8条

入札執行者は、この要領に基づき入札を行うときは、他に定める要領等の規定にかかわらず、開札後に入札会場において、予定価格及び履行確実性評価価格、履行確実性確保価格を公表するものとする。

ただし、入札が不調に終わった場合には、予定価格及び履行確実性評価価格、履行確実性確保価格の公表はしないものとする。

(入札の無効)

第9条

評価項目に関する資料の提出書類を一部でも欠いた者、同資料に記載がない者、及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者のした入札は無効とする。

(総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準)

第10条

別紙1「総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準」を参考に、学識経験者の意見を聴取した上で定めるものとする。

(開 札)

第11条

開札後、落札者の仮決定を行うために保留する。

(落札者の決定)

第12条

- (1) 市長は、落札者を仮決定した場合は、落札仮決定者に通知する。
- (2) 落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を配置（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項に該当する場合は専任で配置）することが可能であるかの通知を行わなければならない。
落札仮決定者が上記期限内に行わなかった場合は、配置予定技術者を配置（法第26条第3項に該当する場合は専任で配置）することができないものとみなす。
- (3) 落札決定は、市長が配置予定技術者に係る通知を受理した時に本決定となる。
- (4) 落札本決定日を諸要綱及び要領等における落札決定日とする。
- (5) 市長は、落札仮決定者より配置予定技術者を配置（法第26条第3項に該当する場合は専任で配置）できない旨の通知を受けた場合は、予定価格の範囲内の者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合において（2）の規定を準用する。
- (6) （5）の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。
- (7) 配置予定技術者を配置（法第26条第3項に該当する場合は専任で配置）できないにもかかわらず（2）により配置予定技術者を配置（法第26条第3項に該当する場合は専任で配置）できる旨を通知したことが判明した場合は、南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成18年南島原市告示第13号）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。

また、配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、法第26条第3項に抵触することになるので、厳に注意すること。

(落札結果の公表)

第13条

- (1) 市長は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をしなければならない。
- (2) 前号により落札者決定の通知をしたときは、入札参加者、入札金額、予定価格、履行確実性評価価格、履行確実性確保価格、評価点及び評価値の公表を行い、公表の方法は書面の閲覧によることとする。

(秘密の保持)

第14条

この要領に基づき、入札参加者から提出された評価項目に関する資料は、結果一覧表を除き公表しないものとする。

(その他)

第15条

- (1) この要領に基づき行う建設工事の契約時における工事請負契約書の様式は、南島原市建設工事請負契約書の書式によるものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年 7月10日から施行する。	(平成20年 7月 7日 20南管財第516号)
この要領は、平成25年10月10日から施行する。	(平成25年10月 7日 25南管財第642号)
この要領は、平成28年 9月30日から施行する。	(平成28年 9月15日 28南管財第258号)
この要領は、平成30年 8月 1日から施行する。	(平成30年 7月17日 30南管財第174号)
この要領は、令和7年 9月 1日から施行する。	(令和7年 8月20日 7南管財第225号)

<別紙 1>

「総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準」

1. 落札者決定の方法

落札者は、南島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（最終改正令和7年 月 日付け7南管財第 号）第11条及び第12条の規定に基づき決定する。

2. 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の（１）～（２）の要件に該当する者のうち、「３．総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

（１）入札価格が予定価格範囲内であること。

（２）評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が２人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに応札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者全てが、履行確実性評価価格以上の範囲内で応札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格を持って入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

（１）評価値の算出式

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{履行確実性評価価格} \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})) \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、少数第３位（少数第４位を四捨五入）までとする。

（２）標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は１００点とし、加算点の満点は１０点とする。

（３）加算点の算出式

加算点は、「（４）評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出式により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

（４）評価の基準

公告文による。なお、「別表１ 基準表」を別添に示す。

評価項目	評価内容	評価基準	配点
1. 配置予定技術者の能力			(9)
① 配置予定技術者の資格	(資格の種類) ①建設業法による1級土木施工管理技士 ②建設業法による1級建設機械施工技士 ③技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士 ア 建設部門 イ 農業部門(選択科目「農業土木」) ウ 森林部門(選択科目「森林土木」) エ 水産部門(選択科目「水産土木」) オ 総合技術監理部門(選択科目「建設部門」「農業土木」「森林土木」「水産土木」) のいずれか) ※上記①～③のいずれかの資格取得日から、競争参加資格確認申請書の提出期限日までの期間とする。	1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士資格取得後5年以上、技術士資格取得後3カ月以上	4
		1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士資格取得後3年以上5年未満	3
		1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士資格取得後3カ月以上3年未満	2
		その他	0
② 同種工事の施工実績	前年度までの過去5年間に完成した公共工事(土木一式工事及び水道施設工事(管理設工事に限る))で元請の主任(監理)技術者としての施工実績。ただし、工期に対する従事期間の割合が60%以上とする。	1件の最終契約額7千万円以上	5
		1件の最終契約額5千万円以上	4
		1件の最終契約額3千万円以上	3
		1件の最終契約額1千万円以上	2
		1件の最終契約額1千万円未満	0
2. 企業の施工能力			(11)
③ 企業の工事成績	当該年度南島原市工事成績点 前々年の1月1日から前年12月31日までに完成確認した南島原市工事(土木一式工事及び水道施設工事(管理設工事に限る))成績評定平均点 対象工種の工事表彰日から3年間は、工事成績評定平均点の配点に1点を加える(申請書の提出期限日時時点で有効のもの)。	75点以上	3
		70点以上75点未満	2
		65点以上70点未満、実績なし	0
		65点未満	-1
		工事表彰受賞者 加算点	1
④ 当該年度受注高の状況	200万円以上の南島原市発注工事(土木一式工事及び水道施設工事(管理設工事に限る))で(当該年度発注工事当初契約額合計)÷(前年度までの過去3年間の年間当初契約額の平均)×100 受注実績の無い企業は、1件受注後は0点 (当該年度発注工事当初契約額とは) 公告の前日までに契約締結した工事の当初契約額をいう。	受注なし又は25%未満	4
		25%以上50%未満	3
		50%以上75%未満	2
		75%以上100%未満	1
		100%以上	0
⑤ 同種工事の施工実績	前年度までの過去5年間に完成した南島原市発注工事(土木一式工事及び水道施設工事(管理設工事に限る))の元請としての施工実績	1件の最終契約額5千万円以上	3
		1件の最終契約額3千万円以上	2
		1件の最終契約額1千万円以上	1
		1件の最終契約額1千万円未満	0
満点の合計			20

※ 加算点の算出方法(加算点の最高点は10点とする。)

加算点＝(評価点数の合計値/評価項目毎の満点の合計値)×10点